

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）
委員 上野 道 雄
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死傷
発生日時	不明（令和5年10月14日 08時00分ごろ～09時30分ごろ）
発生場所	不明（香川県観音寺市伊吹島西方沖）
事故の概要	漁船元勇丸は、投網作業中、船長及び乗組員が落水して死傷した。
事故調査の経過	令和5年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 元勇丸、4.9トン KA3-31026（漁船登録番号）、個人所有 11.36m（Lr）×3.07m×0.86m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和62年11月6日
乗組員等に関する情報	船長 55歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年8月1日 免許証交付日 令和2年11月24日 （令和8年7月31日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）、重傷 1人（乗組員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好、気温 約21℃ 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、海水温 約25℃
事故の経過	本船は、船長及び乗組員が乗り組み、伊吹島周辺の海面及び海底の清掃作業を行う目的で、令和5年10月14日08時ごろ、伊吹島西方沖に向け、観音寺市伊吹漁港真浦地区を出港した。 本船は、伊吹島西方沖の海上において、海底の清掃作業を行うため、5～6ノットの対地速力で北西進し、船長が、底引き網を船尾から投下する際、網の一部が海中に浸かった状態で漁具が投下できない不具合が生じた。 乗組員は、船長が船尾甲板上で行っていた修復作業がはかどっていない様子を見て、船長の近くまで近づいたところ、突然、投下が再開

された漁具に引きずり込まれて船長と共に落水した。

(図1 参照)

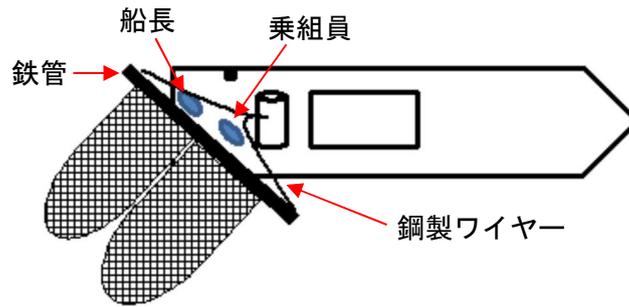


図1 落水前の船長と乗組員の位置

船長と同じ漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属する船長（以下「船長A」という。）は、本船が、長時間、漁具を海中に投下した状態で北西進していることを他の僚船の船長から聞いて不審に思い、09時30分ごろ、本船に近づいて乗り込んだところ、無人の状態であったので、無線で、周囲で清掃作業をしている他の僚船に船長と乗組員の搜索を依頼した。

(図2 参照)

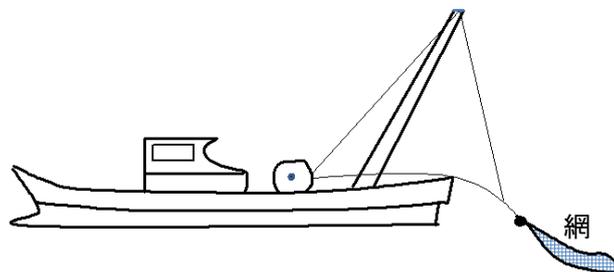


図2 船長Aが本船を発見したときの漁具の状況

漁協は、09時34分ごろ、海上保安庁に通報した。

乗組員は、09時35分ごろ、他の僚船に伊吹島西方約0.5海里（M）付近で発見され、その後船長も付近で別の僚船に発見されて病院に搬送された。

船長は、愛媛県四国中央市の病院で死因が溺水と診断され、乗組員は、観音寺市の病院に搬送されて、誤嚥性肺炎の診断を受け、14日間の入院加療を行った。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

その他の事項

乗組員は、落水後、船長から「大丈夫か」と声を掛けられたことは覚えていたが、本事故時の状況について記憶が定かでなかった。

船長は、上下のカップを着て、長靴を履き、腰巻きの膨張式救命胴衣を着用していた。

船長及び乗組員は、落水後、着用していた腰巻きの膨張式救命胴衣

	<p>が膨張して海上に浮いていた。</p> <p>船長及び乗組員の携帯電話は、船橋内に置かれていた。</p> <p>伊吹島周辺の海面及び海底清掃作業は、年に1回、9月から10月の間に行われており、当時は、4日半にわたって行われる予定で、当日は4日目の作業であった。</p> <p>本船の漁具は、直径約10mm、長さ約200mの鋼製ワイヤーに、網の入口を広げる直径約9cm、長さ約7.5mの鉄管をつなぎ、二股に分かれた長さ約13mのナイロン製の網が取り付けられていた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船、写真2 本船の船尾甲板 参照)</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長及び乗組員は、伊吹島西方沖で北西進しながら底引き網の投網作業中、網の一部が海中に浸かった状態で漁具を投下できない不具合が生じ、修復作業を行っていた際、投下が再開された漁具に引きずり込まれて落水したものと考えられる。</p> <p>船長及び乗組員は、底引き網の投網作業中に落水したものと考えられるが、船長が死亡し、乗組員の記憶も定かでなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、伊吹島西方沖で底引き網の投網作業中、船長及び乗組員が落水したことにより発生したものと考えられるが、船長が死亡しており、乗組員の記憶も定かでなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、漁具に投下できない不具合が生じた際は、本船の速力をできるだけ減じた上、漁具が移動しないよう固定するなどして修復作業を行うことが望ましい。 ・小型船舶に乗り組む者は、防水措置が施された携帯電話を常時携帯し、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

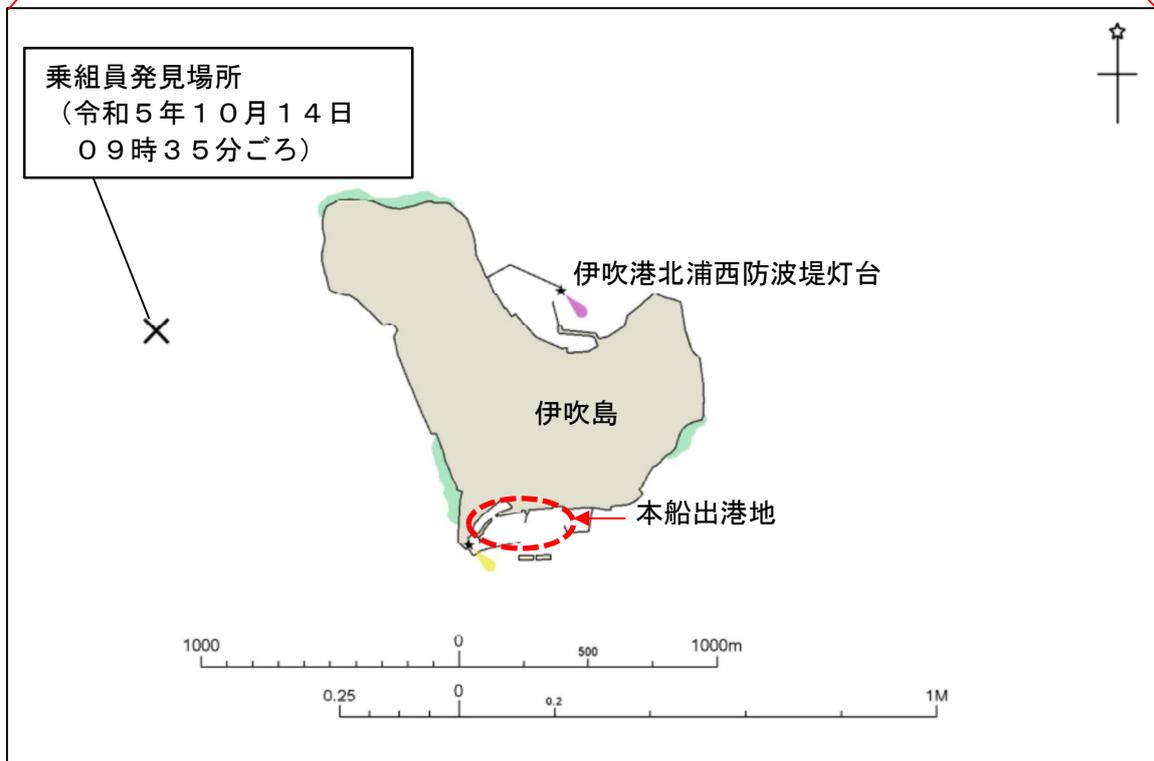
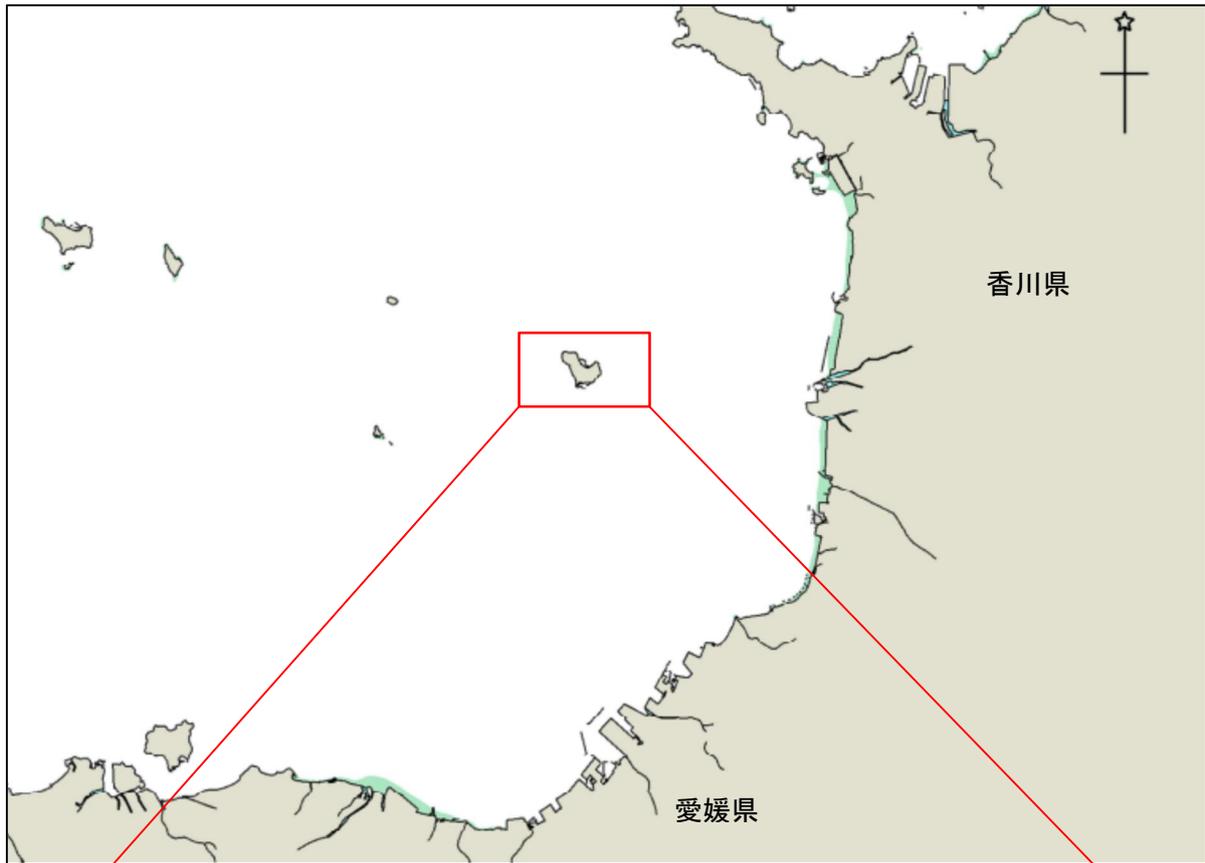


写真1 本船



写真2 本船の船尾甲板

